○ 水利施設等保全高度化事業実施要領(平成30年3月30日付け29農振第2703号農林水産省農村振興局長通知)新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 後	現 行
第1~第3 (略)	第1~第3 (略)
<ul> <li>第4 採択要件</li> <li>1 第2に掲げる事業の採択要件については、それぞれの運用に定めるところによるほか、水利施設整備事業及び畑地帯総合整備事業については、次に掲げる要件を満たすものとする。</li> <li>(1) 第3の1 (1) の高付加価値化区分により事業を実施する場合にあっては、畑作物又は園芸作物(以下「畑作物等」という。)の導入・生産拡大等を通じて農業の付加価値を高めるものであること。</li> <li>(2) ~ (4) (略)</li> <li>2 (略)</li> </ul>	<ul> <li>第4 採択要件</li> <li>1 第2に掲げる事業の採択要件については、それぞれの運用に定めるところによるほか、水利施設整備事業及び畑地帯総合整備事業については、次に掲げる要件を満たすものとする。</li> <li>(1) 第3の1 (1) の高付加価値化区分により事業を実施する場合にあっては、高収益作物の導入・生産拡大等を通じて農業の付加価値を高めるものであること。</li> <li>(2) ~ (4) (略)</li> <li>2 (略)</li> </ul>
第5~第11 (略)	第5~第11 (略)

# 附則

この通知は、令和4年12月2日から施行する。

(様式1)	様式1)											
(高付加付	〇〇地[ 価値化区分・農地集科	区 水利施設等保全限 基促進区分·水管理		周節機能強化区分)		(高付加1	〇〇地区 価値化区分・農地集積	水利施設等保全 促進区分・水管理			能強化区分	<del>}</del> )
事 項		内	容			事 項		内	容			
1. 地区の概要	地区の概要 ・地区名: ・ PR 在地: ・ 地区面は:					1. 地区の概要	・地区名: ・所在地: ・地区面積:					
2. 地区におけ る農用地の 現況及び間 題点	<ul><li>・地区農用地の現況及び問題点</li><li>・整備状況 (前歴事業等)</li></ul>					2. 地区におけ る農用地の 現況及び問 題点	・地区農用地の現況及び問題点 ・整備状況(前歴事業等)					
3. 地域におけ る農業の振 興方向	・作付作物、土地利用体系、作	業体系等				3. 地域におけ る農業の振 興方向	・作付作物、土地利用体系、作業	体系等				
4. 方針 (区分に応じ た取組方針 等を記載)	。)等の方針を記載 ※後継者、新規参入者、厢	計 大、加工・販売、販路開拓、 用就農者の確保・育成や集選 農給付金等の施策の活用を記	<b>苦農組織等におけるオペレ</b>	ータ、その他の雇用機会の		4. 方針 (区分に応じ た取組方針 等を記載)	(高付加価値化区分) ・高付加価値化に向けた取組方針  ※ <u>高収益作物</u> の導入・生産拡 む。)等の方針を記載  ※後継者、新規参入者、雇用 等の方針を記載(青年就農	大、加工・販売、販路開射 就農者の確保・育成や集3	答常農組織等における	オペレータ、そ	の他の雇用機会	
	(農地集積促進区分) ・担い手への農地集積に向けた			(農地集積促進区分) ・担い手への農地集積に向けた取組方針等								
		担い手数	担い手の経営等農用地 面積(ha)	担い手農地利用集積率 (%)				担い手数	担い手の経営等患 面積 (ha)	押地 担い	手農地利用集積率 (%)	2
	事業開始時						<b>事業開始時</b>					_
	生産基盤整備事業等の完了時	į .					生産基盤整備事業等の完了時					_
	増加ポイント						増加ポイント					_
	(水管理省力化区分) ・水管理省力化への取組方針 ※支陸となっている施設の管理状況、水管理の省力化方針、維持管理コストの低減への取組方針、省エネルギー化や 再生可能エネルギー利用への取組方針等を記載 ・国営限連地区の場合は関連する国営事業を記載						(水管理省力化区分) ・水管理省力化への取組方針 ・水管理省力化への取組方針 ・実陸となっている施設の管理 再生可能エネルギー利用への取 ・国営関連地区の場合は関連する	組方針等を記載	・ 汁、雑持管理コストの	低減への取組力	5針、省エネルギ	一化や
	(洪水調節機能強化区分) ・洪水調節機能の強化や水田駅 ※治水協定の締結状況及び治 取組等について記載			、水田貯留機能の向上に向	t)te		(洪水調節機能強化区分) ・洪水調節機能の強化や水田貯留 ※治水協定の締結状況及び治水 取組等について記載			備内容、水田駅	宇留機能の向上に	向けた
5. 生産基盤整 備の内容	・基盤整備計画					5. 生産基盤整 備の内容	・基盤整備計画					
	<b>事業種</b>						<b>事業種</b>					-
	事業別面積(ha)						事業別面積(ha)					4
	備考						備考					
- ***					-							
5. 営農支援の 体制						6. 営農支援の 体制						
					<u> </u>							

(様式2)~(様式4) (略)

別記1 (事業の実施に係る共通運用)

### 第1 定義

本事業に係る次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

1 • 2 (略)

3 担い手

次に定める基準を満たす農業者又は農業者の組織する団体をいう。なお、それぞれの 地域の実情を勘案(市町村基本構想(農業経営基盤強化促進法第6条第1項に規定する 基本構想をいう。以下同じ。)における営農の類型ごとの農業経営の指標等を勘案する ことをいう。)できるものとする。

(1) 農業者(農地所有適格法人を含む。) の場合

認定農業者(農業経営基盤強化促進法第12条第1項の認定を受けた者をいう。以下同じ。)であること又は次に掲げる全ての要件を備えていること。

ア~ウ (略)

エ 事業実施地区について、別紙1第5の8により都道府県が作成する農用地利用集積地域土地改良整備計画(以下「集積地域整備計画」という。)又は別紙2の第5の1の(1)イにより市町村が作成する農業農村活性化計画(以下「活性化計画」という。)の目標年度までに認定農業者となることが確実と見込まれること。

なお、集積地域整備計画及び活性化計画の目標年度は、生産基盤整備事業等の 完了予定年度の5年後までのいずれかの年度とすることとし、対象事業の進捗状 況に応じて変更することができるものとする。

(2)~(6) (略)

 $4 \sim 6$  (略)

#### 第2 附帯事業に係る共通事項

別表2に掲げる区分の欄の3及び4の事業に係る取扱いは以下のとおり。

- 1 (略)
- 2 農業経営高度化支援事業
- (1) (略)
- (2) 指導事業は、生産基盤整備事業等の開始年度の前々年度から、集積地域整備計画、活性化計画、別紙1の第5に定める作付転換・作付地集団化促進土地改良整備計画 <u>(以下「作付転換整備計画」という。)</u> 又は別紙2の第5の3<u>及び</u>第5の4に定める <u>畑作物等</u>導入促進土地改良整備計画(以下「導入促進整備計画」という。)に定める 目標年度まで実施することができるものとする。ただし、生産基盤整備事業等の完了 後にあっては、調査・調整事業又は耕地利用高度化推進事業を実施する場合に限って 実施することができるものとする。
- (3) (4) (略)
- (5) 農業経営高度化促進事業の実施に当たっては、以下のとおりとする。

(様式2)~(様式4) (略)

別記1 (事業の実施に係る共通運用)

### 第1 定義

本事業に係る次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- 1 2 (略)
- 3 担い手

次に定める基準を満たす農業者又は農業者の組織する団体をいう。なお、それぞれの 地域の実情を勘案(市町村基本構想(農業経営基盤強化促進法第6条第1項に規定する 基本構想をいう。以下同じ。)における営農の類型ごとの農業経営の指標等を勘案する ことをいう。)できるものとする。

(1) 農業者(農地所有適格法人を含む。) の場合

認定農業者(農業経営基盤強化促進法第12条第1項の認定を受けた者をいう。以下同じ。)であること又は次に掲げる全ての要件を備えていること。

ア~ウ (略)

エ 事業実施地区について、別紙1第5の<u>7</u>により都道府県が作成する農用地利用集積地域土地改良整備計画(以下「集積地域整備計画」という。)又は別紙2の第5の1の(1)イにより市町村が作成する農業農村活性化計画(以下「活性化計画」という。)の目標年度までに認定農業者となることが確実と見込まれること。

なお、集積地域整備計画及び活性化計画の目標年度は、生産基盤整備事業等の 完了予定年度の5年後までのいずれかの年度とすることとし、対象事業の進捗状 況に応じて変更することができるものとする。

(2)~(6) (略)

 $4 \sim 6$  (略)

#### 第2 附帯事業に係る共通事項

別表2に掲げる区分の欄の3及び4の事業に係る取扱いは以下のとおり。

- 1 (略)
- 2 農業経営高度化支援事業
- (1) (略)
- (2) 指導事業は、生産基盤整備事業等の開始年度の前々年度から、集積地域整備計画、活性化計画又は別紙2の第5の3及ぶ第5の4に定める高収益作物導入促進土地改良整備計画(以下「導入促進整備計画」という。)に定める目標年度まで実施することができるものとする。ただし、生産基盤整備事業等の完了後にあっては、調査・調整事業又は耕地利用高度化推進事業を実施する場合に限って実施することができるものとする。
- (3) (4) (略)
- (5) 農業経営高度化促進事業の実施に当たっては、以下のとおりとする。

### ア 産地形成促進事業

- (ア) (略)
- (イ) 産地形成促進事業を実施する地区の農地については、生産基盤整備事業又は国営かんがい排水事業実施要綱(平成元年7月7日付け元構改D第532号農林水産事務次官依命通知。)第2の1の表の事業の分類の欄の特別型のうち高収益作物導入促進事業(以下「国営かんがい排水事業(高収益作物導入促進事業)」という。以下同じ。)の完了年度の翌年度以降は、経営所得安定対策等実施要綱(平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知。)のIVの第2の1の(4)に定める水田活用の直接支払交付金の交付申請(以下「交付申請」という。)ができないこととする。

ただし、畑作物に軸足を置いた汎用化をした部分の農地については、生産基盤整備事業又は国営かんがい排水事業(高収益作物導入促進事業)の完了年度の翌年度から起算して5年間は経営所得安定対策等実施要綱のIVの第2の1の(6)に定める戦略作物助成の交付申請ができることとする。なお、「畑作物に軸足を置いた汎用化」とは、地域で合意された営農計画に基づき、畑作物として麦・大豆だけではなく野菜等を積極的に導入し、畑作物からも高収益を得られる農業経営を目指す水田の畑作利用をいう。

### イ 産地形成支援事業

- (7) <u>高収益作物転換型においては</u>高収益作物、畑作物等転換型においては畑作物等 の作付面積の増加に資するものとなるように配慮するものとする。
- (イ) 産地形成支援事業を実施する地区の農地 (畑作等推進支援水利再編型において は畑作物等に作付転換する農地) については、生産基盤整備事業の完了年度の翌 年度以降は、経営所得安定対策等実施要綱の第IVの第2の1の(4)に定める交付申 請ができないこととする。

なお、産地形成支援事業を実施する地区の農地 (畑作等推進支援水利再編型に おいては畑作物等に作付転換する農地) については、生産基盤整備事業の完了年度の翌年度から高収益作物又は畑作物等の導入の目標年度までの間、経営所得安定対策等実施要綱のIVの第2の3に定める畑地化促進事業の交付申請ができることとする。(ただし、水田農業高収益化推進計画のうち産地推進計画(水田農業高収益化推進計画の策定について(令和2年4月1日付け元生産第2167号、元農振第3757号、元政統第2085号農林水産省生産局長、農村振興局長及び政策統括官通知)に基づく産地推進計画をいう。以下同じ。)に位置付けられた高収益作物を目標年度までに導入する場合は、畑地化促進事業及び産地交付金における高収益作物に係る助成について、導入年度から5年間にわたって、交付可能とする。なお、戦略作物助成についてはアと同じ。)

### ウ 中心経営体農地集積促進事業

- (ア) (略)
- (4) 高収益作物転換加算を適用する地区の農地については、生産基盤整備事業の完了年度の翌年度以降は、経営所得安定対策等実施要綱の第Nの第2の<u>1の(4)</u>に定める交付申請ができないこととする。

### ア 産地形成促進事業

- (ア) (略)
- (イ) 産地形成促進事業を実施する地区の農地については、生産基盤整備事業又は国営かんがい排水事業実施要綱(平成元年7月7日付け元構改D第532号農林水産事務次官依命通知。)第2の1の表の事業の分類の欄の特別型のうち高収益作物導入促進事業(以下「国営かんがい排水事業(高収益作物導入促進事業)」という。以下同じ。)の完了年度の翌年度以降は、経営所得安定対策等実施要綱(平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知。)のIVの第2の4の(1)に定める水田活用の直接支払交付金の交付申請(以下「交付申請」という。)ができないこととする。

ただし、畑作物に軸足を置いた汎用化をした部分の農地については、生産基盤整備事業又は国営かんがい排水事業(高収益作物導入促進事業)の完了年度の翌年度から起算して5年間は経営所得安定対策等実施要綱のIVの第2の6の(1)に定める戦略作物助成の交付申請ができることとする。なお、「畑作物に軸足を置いた汎用化」とは、地域で合意された営農計画に基づき、畑作物として麦・大豆だけではなく野菜等を積極的に導入し、畑作物からも高収益を得られる農業経営を目指す水田の畑作利用をいう。

### イ 産地形成支援事業

- (ア) 高収益作物の作付面積の増加に資するものとなるように配慮するものとする。
- (イ) 産地形成支援事業を実施する地区の農地については、生産基盤整備事業の完了 年度の翌年度以降は、経営所得安定対策等実施要綱の第IVの第2の4に定める交付申請ができないこととする。

なお、産地形成支援事業を実施する地区の農地については、生産基盤整備事業の完了年度の翌年度から高収益作物の導入の目標年度までの間、経営所得安定対策等実施要綱のIVの第2の6に定める水田農業高収益化推進助成の交付申請ができることとする。(ただし、水田農業高収益化推進計画のうち産地推進計画(水田農業高収益化推進計画の策定について(令和2年4月1日付け元生産第2167号、元農振第3757号、元政統第2085号農林水産省生産局長、農村振興局長及び政策統括官通知)に基づく産地推進計画をいう。以下同じ。)に位置付けられた高収益作物を目標年度までに導入する場合は、水田農業高収益化推進助成及び産地交付金における高収益作物に係る助成について、導入年度から5年間にわたって、交付可能とする。なお、戦略作物助成についてはアと同じ。)

### ウ 中心経営体農地集積促進事業

- (ア) (略)
- (4) 高収益作物転換加算を適用する地区の農地については、生産基盤整備事業の完了年度の翌年度以降は、経営所得安定対策等実施要綱の第IVの第2の4に定める交付申請ができないこととする。

なお、生産基盤整備事業の完了年度の翌年度から高収益作物の導入の目標年度までの間、経営所得安定対策等実施要綱のIVの第2の3に定める畑地化促進事業の交付申請ができることとする(ただし、水田農業高収益化推進計画のうち産地推進計画に位置付けられた高収益作物を目標年度までに導入する場合は、畑地化促進事業及び産地交付金における高収益作物に係る助成について、導入年度から5年間にわたって、交付可能とする)。

(6) • (7) (略)

### 第3 助成

 $1 \sim 4$  (略)

5 調査・調整事業の助成の限度額は、畑作等推進支援水利再編型、高収益作物導入促進型、高収益作物転換型及び畑作物等転換型を実施する場合を除いて、当該事業の受益面積ごとに区分する以下の基準額に調整事業の実施年数を乗じた額とする。

 $(1) \sim (3)$  (略)

6 農業経営高度化促進事業のうち産地形成促進事業の助成は、生産基盤整備事業等を行う場合にあっては、生産基盤整備事業等の完了年度の翌年度から導入促進整備計画に定める目標年度までにおいて、国営かんがい排水事業(高収益作物導入促進事業)と一体的に実施する場合にあっては、国営かんがい排水事業(高収益作物導入促進事業)の完了年度の翌年度から産地形成促進事業計画に定める目標年度までにおいて行うものとする。

7~10 (略)

第4 (略)

別記2 (略)

なお、生産基盤整備事業の完了年度の翌年度から高収益作物の導入の目標年度までの間、経営所得安定対策等実施要綱のIVの第2の6に定める水田農業高収益化推進助成の交付申請ができることとする(ただし、水田農業高収益化推進計画のうち産地推進計画に位置付けられた高収益作物を目標年度までに導入する場合は、水田農業高収益化推進助成及び産地交付金における高収益作物に係る助成について、導入年度から5年間にわたって、交付可能とする)。

(6) • (7) (略)

### 第3 助成

 $1 \sim 4$  (略)

5 調査・調整事業の助成の限度額は、高収益作物導入促進型及び高収益作物転換型を 実施する場合を除いて、当該事業の受益面積ごとに区分する以下の基準額に調整事 業の実施年数を乗じた額とする。

(1)~(3) (略)

6 農業経営高度化促進事業のうち産地形成促進事業の助成は、生産基盤整備事業等を行う場合にあっては、生産基盤整備事業等の完了年度の翌年度から導入促進整備計画に定める目標年度までにおいて、国営かんがい排水事業(高収益作物導入促進事業)と一体的に実施する場合にあっては、国営かんがい排排事業(高収益作物導入促進事業)の完了年度の翌年度から産地形成促進事業計画に定める目標年度までにおいて行うものとする。

7~10 (略)

第4 (略)

別記2 (略)

別表 1 新設事業(農業用用排水施設の新設)及び更新事業(農業用用排水施設の変更又 別表 1 新設事業(農業用用排水施設の新設)及び更新事業(農業用用排水施設の変更又 は廃止)の分類

	I							
	事業の内容							
	* F13.F1 * F1							
事業の分類	新設事業	更新事業						
	(農業用用排水施設の新設)	(農業用用排水施設の変更又は廃止)						
水利施設整備	基幹水利	<b></b>   施設整備型						
事業	農業用水	《再編対策型						
	地域用水	、機能增進型						
	流域水質係	R全機能增進型						
	排水丸	<b></b>						
		基幹水利施設保全型						
		水利施設集約再編型						
	低炭素農業水	利システム構築型						
	洪水調節	5機能強化型						
	農地集	<b>具積促進型</b>						
	畑作等推進]	支援水利再編型						
	簡易	<b>.</b> 整備型						
畑地帯総合整	畑地帯	総合整備型						
備事業	畑地帯総合整	<b>š備中山間地域型</b>						
	高収益作:	物導入促進型						
	高収益	作物転換型						
	畑作物	7等転換型						
実施計画策定	_	_						
事業								

は廃止)の分類

	事業の内容					
事業の分類	新設事業	更新事業				
	(農業用用排水施設の新設)	(農業用用排水施設の変更又は廃止)				
水利施設整備	基幹水利	施設整備型				
事業	農業用水	再編対策型				
	地域用水	機能增進型				
	流域水質保	全機能增進型				
	排水対	策特別型				
		基幹水利施設保全型				
		水利施設集約再編型				
	低炭素農業水利システム構築型					
	洪水調節	5機能強化型				
	農地集	<b>具積促進型</b>				
	(	新設)				
	簡易	<b>B</b> 整備型				
畑地帯総合整	畑地帯線	総合整備型				
備事業	畑地帯総合鏨	<b>E備中山間地域型</b>				
	高収益作:	物導入促進型				
	高収益作物転換型					
	(	新設)				
実施計画策定	_	_				
事業						

# 別表2 事業内容

1~3 (略)			
4 農業経営高度化支援事業	(1) (略) (2)農業経営高度化 促進事業 ア (略)		
	イ 産地形成支援事 業	①水田における高収益作物の転換に向けた支援 ②水田における畑作物等の転換に向けた 支援	①は高収益作物転換型に限る ②は畑作等推進支援水利再編型及び畑作物等転換型に限る
	ウ (略) (3) (略)		
5 (略)			

※1・※2 (略)

別表3・別表4 (略)

# 別表 2 事業内容

$1 \sim 3$ (略)			
4 農業経営高度化 支援事業	(1) (略) (2)農業経営高度化 促進事業 ア (略)		
	イ 産地形成支援事 業	水田における高収益 作物の転換に向けた 支援 (新設)	高収益作物転換型に 限る (新設)
	ウ (略) (3) (略)		
5 (略)			

※1・※2 (略)

別表3・別表4 (略)

### 別紙1 (水利施設整備事業に係る運用)

第1 (略)

## 第2 事業の内容

水利施設整備事業の事業内容は、次に掲げるものとする。

1~10 (略)

11 畑作等推進支援水利再編型

営農の変化に応じた農業用用排水施設の整備等を行うことにより、水田から畑作物 等への作付転換を促進するため、下記の事業を実施するもの

- (1) 用排水施設整備事業を実施するもの
- (2) (1)の事業と生産基盤整備事業の事業種類の欄の(3)、(4)及び(5)並びに別表2の 農業経営高度化支援事業の事業種類の欄に掲げる事業のうち(1)の事業と密接な関連 のあるものとを併せて一体的に実施するもの
- 12 (略)

### 第3 事業実施主体

水利施設整備事業に係る要綱第4の農村振興局長が別に定める者は以下のとおり。

- 1 第2の1から7まで、9の(2)及び11 の事業については都道府県(第2の6(2)の事業については都道府県又は市町村)
- 2 · 3 (略)
- 4 第2の<u>12</u>の事業については都道府県、市町村、土地改良区、土地改良区連合又は都道府県知事が適当と認める者

### 第4 事業の採択要件

水利施設整備事業に係る要綱第6の2の農村振興局長が別に定める要件とは、次に定めるとおりとする。

1~10 (略)

- 11 畑作等推進支援水利再編型の実施に当たっては、次に定める要件を満たすこと。
  - (1) 受益面積の合計がおおむね 20 ヘクタール (中山間地域等にあっては 10 ヘクタール) 以上であること。
  - (2) 第2の11の事業の完了時において、受益地内の水田面積における畑作物等の作付面積が5ha以上、かつ、20%以上増加すること。
- 12 (略)

### 第5 計画の作成

水利施設整備事業に係る要綱第7の1の農村振興局長が別に定める書類とは、次に定めるとおりとする。

 $1 \sim 8$  (略)

9 畑作等推進支援水利再編型

別紙1 (水利施設整備事業に係る運用)

第1 (略)

## 第2 事業の内容

水利施設整備事業の事業内容は、次に掲げるものとする。

1~10 (略)

(新設)

### 11 (略)

### 第3 事業実施主体

水利施設整備事業に係る要綱第4の農村振興局長が別に定める者は以下のとおり。

- 1 第2の1から7まで<mark>及び9の(2)</mark>の事業については都道府県(第2の6(2)の事業については都道府県又は市町村)
- 2 · 3 (略)
- 4 第2の<u>11</u>の事業については都道府県、市町村、土地改良区、土地改良区連合又は都道府県知事が適当と認める者

# 第4 事業の採択要件

水利施設整備事業に係る要綱第6の2の農村振興局長が別に定める要件とは、次に定めるとおりとする。

1~10 (略)

(新設)

## 11 (略)

### 第5 計画の作成

水利施設整備事業に係る要綱第7の1の農村振興局長が別に定める書類とは、次に定めるとおりとする。

 $1 \sim 8$  (略)

(新設)

都道府県知事は、畑作等推進支援水利再編型を実施しようとするときは、次に定めるところにより、令第50条第6項の作付転換整備計画を作成するものとする。なお、作付転換整備計画の目標年度は、農業生産基盤整備事業の完了年度から5年後までのいずれかの年度とすることとし、当該事業の進捗状況に応じて変更することができるものとする。

- (1) 令第50条第6項の農林水産大臣が定める基準は、次のとおりとする。
- ア 計画区域の現況
- イ 畑作物等の導入計画の見通し
- ウ 畑作物等の導入面積割合の増加を実現するために必要な営農計画の内容
- (2) 作付転換整備計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - ア 地区の現況
- <u>イ</u> 課題及び整備方針
- ウ 生産基盤整備事業の概要
- 工 畑作物等の導入促進計画
- オ 畑作物等の目標年度及び作付計画
- カ 産地形成支援事業の概要
- (3) 作付転換整備計画の様式は、別記様式17号によるものとする。
- 10 簡易整備型

簡易整備型に係る要綱第7の1の農村振興局長が別に定める書類とは、<mark>別記様式第</mark> 18号による水利施設整備計画とする。

## 第6 計画の変更等

次に定める変更があった場合は、それぞれに定める計画の変更を行うものとする。  $1 \sim 5$  (略)

- 6 <u>都道府県知事は、畑作等推進支援水利再編型において、第5の9に定める作付転換整</u> 備計画の変更があった場合には、地方農政局長等にその旨を報告するものとする。
- 7 事業実施主体は、簡易整備型において、次に定める変更があった場合は、第5の 10 水利施設整備計画を変更するものとする。
  - (1) (2) (略)

# 第7 事業の達成状況報告

水利施設整備事業に係る達成状況報告は、次に定めるところにより行うものとする。

- 1 都道府県知事は、排水対策特別型においては、事業完了後速やかに別記様式第19 号により水田利活用の実績について報告するものとする。
- 2 都道府県知事又は市町村長は、基幹水利施設保全型(法律補助を除く。)においては、事業実施年度の翌年度の6月末日までに<u>別記様式第20号</u>により事業実施結果を報告するものとする。
- 3 洪水調節機能強化型のうち流域治水推進型においては、流域治水推進整備計画に 定める目標年度の翌年度の6月末日までに<u>別記様式第21号</u>により行うものとす る。

# 9 簡易整備型

簡易整備型に係る要綱第7の1の農村振興局長が別に定める書類とは、<mark>別記様式第</mark> 17号による水利施設整備計画*とする。* 

### 第6 計画の変更等

次に定める変更があった場合は、それぞれに定める計画の変更を行うものとする。  $1\sim 5$  (略)

## (新設)

<u>6</u> 事業実施主体は、簡易整備型において、次に定める変更があった場合は、第5の<u>9</u>の 水利施設整備計画を変更するものとする。

(1) • (2) (略)

## 第7 事業の達成状況報告

水利施設整備事業に係る達成状況報告は、次に定めるところにより行うものとする。

- 1 都道府県知事は、排水対策特別型においては、事業完了後速やかに別記様式第 18 号により水田利活用の実績について報告するものとする。
- 2 都道府県知事又は市町村長は、基幹水利施設保全型(法律補助を除く。)においては、事業実施年度の翌年度の6月末日までに<u>別記様式第19号</u>により事業実施結果を報告するものとする。
- 3 洪水調節機能強化型のうち流域治水推進型においては、流域治水推進整備計画に 定める目標年度の翌年度の6月末日までに<u>別記様式第20号</u>により行うものとす る。

- 4 農地集積促進型においては、集積地域整備計画又は農地集積促進計画に定める目標年度の3月末日までに、別記様式第22号により行うものとする。
- 5 畑作等推進支援水利再編型においては、作付転換整備計画に定める目標年度の3 月末日までに、別記様式第23号により行うものとする。また、地方農政局長等が 作付転換整備計画の達成状況が十分でないと認めるときは、事業実施主体に対し、 改善措置を講じるよう指導できるものとし、事業実施主体は指導を受けたときは、 別記様式第25号により改善計画を提出するとともに、改善計画の目標年度までの 毎年度、その達成状況を調査し、翌年度の9月末日までに、別記様式第23号により (都道府県以外の事業実施主体は、都道府県知事を経由し)地方農政局等に報告 するものとする。
- 6 簡易整備型に係る達成状況報告は、事業実施年度の翌年度の6月末日までに別記様式第24号により行うものとする。

## 第8 その他

1 第2の6、8及び 12 の事業及び別表2の区分2から4までの事業については、法による土地改良事業以外の事業として実施できるものとしているので留意されたい。  $2\sim5$  (略)

4 農地集積促進型においては、集積地域整備計画又は農地集積促進計画に定める目標年度の3月末日までに、別記様式第21号により行うものとする。 (新設)

5 簡易整備型に係る達成状況報告は、事業実施年度の翌年度の6月末日までに別記様式第22号により行うものとする。

## 第8 その他

1 第2の6、8及び 11 の事業及び別表2の区分2から4までの事業については、法による土地改良事業以外の事業として実施できるものとしているので留意されたい。  $2\sim5$  (略)

別記様式第1号~別記様式第16号 (略)	別記様式第 1 号~別記様式第 16 号 (略) (新設)
別記様式第 17 号	
作付転換・作付地集団化促進土地改良整備計画	
1 地区の現況	
都道府 県名     事業実施 主体     地区名 主体     受益面積 所在地	
地土形壤	
<u>地</u> 気 <u>質 \$</u>	
専業     1種     2種     計     平均農家所得       専業別     憲業     兼業     (令和 年)	
<u>地</u> <u>農業所得</u> <u> </u>	
<u>域 1戸当たり   水田 普通畑 樹園地 その他 計 農外所得</u> <u>千円</u>	
<u>業</u> 作物名 <u>延作付面積 土地利用率</u> (ha) (%)	
概 主要 作物 医 作行 面積 (ha)	
要作付 (ha) 面積 単位即是	
<u>単位収量</u> (kg/10a)	
地域指定等	
2 課題及び整備方針	
事業実施主体         事業実施期間         事業内容         総事業費	
関連基幹事業の 概要	
to the mark of	
地域農業の現状と課題	
※地域農業が目指す姿や畑作物・園芸作物への取組内容等について明記すること	
<u>地域農業の</u> 振 <u>興方向と</u> 整 <u>備方針</u>	
25.0世/7.2-1.	

# 3 農業生産基盤整備事業の概要

事業名	区分 (大区			<u>備 考</u>				
	区分		Ī	備考				
事業名		田	普通畑	<u>NH ~7</u>				

# 4 畑作物等の導入促進計画

烟作物等の導入に向け た営農部局との連携方 針	
導入する畑作物等の 選定方針	
導入する畑作物等の 栽培技術習得方針	
導入する地区全体での 取組方針	_(輪作体系、作業受委託、集落営農・法人化等への取組)

<u>5 畑作物等の目標年</u>	事業実施	農業生産	事業完	も了後から目	標年度(事業	<b>誌完了後〇年</b>	<b>重</b> )	事業完
	前(取)年	基盤整備			度の値 K			前から
	度)	事業完了						標年度
区分	<u> </u>	年度	完了後	完了後	完了後	完了後	完了後	値を減
			<u>1年目</u>	<u>2年目</u>	<u>3年目</u>	4年目	<u>5年目</u>	<u>ప</u>
	I	<u>(R〇年度)</u>	<u>(R〇年度)</u>	<u>(R〇年度)</u>	<u>(R〇年度)</u>	(R〇年度)	<u>(R〇年度)</u>	L=J-k
農用地面積(ha)								
うち水田面積(ha)								
うち畑地面積(ha)								
水田面積(ha)								
<u>A=B+C+D</u>								
うち基幹作※1として水稲								
類を作付する水田面積(ha)								
B do the bolle has a common describe								
うち基幹作として高収益作 物を作付する水田面積(ba)								
10/20TEIN 9 の小田風(IR()R)								
代表的な高収益作								
物名								
うち基幹作としてその他作								
<u>物を作付する水田面積(ha)</u>								
D								
畑地化された水田面積(ha)								
E=F+G								
うち高収益作物を作付する								
<u>畑地面積(ha)</u> <u>F</u>								
代表的な高収益作 物名								
<u> </u>								
<u> 知地面積(ha)</u> G								
畑作物等作付面積計(ha)								
H=C+D+E								
水田面積に占める畑作物等作付								
面積割合(%)								
I=(H/(A+E))×100								

<sup>※1:「</sup>基幹作」の判断に際し、2年3作やブロックローテーション等の営農体系により当該年度に おいて複数の作物を作付けする場合については、作物生産額や作付期間等から烟作物等が営農 体系の中心となることを確認すること。 ※2:他事業から移行する場合は、移行後の作付面積増加割合を評価するため、移行する 直近の現況作付面積を入力する。 ※3:完了後1年目から目標年度までの項目を記載する。

6 畑作物等の作付計画図	
_(1) <u>農業生産基盤整備事業完了年度(〇〇年度)</u>	
※上枠に「農業生産基盤整備事業完了年度」及び「目標年度」での畑作物等の作付計画図を添付する	
<u>こと。</u> <u>※作付計画図は、畑地化した農地、畑作物に軸足を置いた汎用化をした農地、水田等の農地の区分が</u>	
<u>わかるようにすること。</u>	
※2年3作やブロックローテーション等の営農体系により畑作物等を作付する場合については、その ことが分かるように記載すること	
<u>ことかかかるように記載すること</u>	
7 農業経営高度化支援事業の概要	
運用別表の区分の欄 事業実施主体 事業実施期間 活動内容等 事業費 億者	
<u>の4の事業種類の</u> 機	
<u>の事業名</u>	
注1:運用別表の区分の欄の4の農業経営高度化支援事業を実施する場合のみ記入すること。	
注2:「運用別表の区分の欄の4の事業種類の欄の事業名」は、事業名がア、イ、ウに分かれている	
場合には各々について記入する。注3:「活動内容等」は、実施時期及び活動内容を具体的に 記入する。	
<u>能入りる。</u>	

<u>別記様式第 18 号~別記様式第 22 号</u> (略) 別記様式第 23 号

> <u>番</u> 号 年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿

<u>北海道にあっては、国土交通省北海道開発局長経由 農林水産省農村振興局長 殿</u> 沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長 殿

都道府県知事名

水利施設等保全高度化事業 畑作等推進支援水利再編型達成状況報告書

水利施設等保全高度化事業実施要領の運用第7の規定により、下記のとおり事業達成状況について 報告します。

記

## 1 事業実施状況

(1) 農業生産基盤整備事業の実施状況

<u>地区名</u>	事業実 施主体	関係市町村名 及び 土地以良区名	総事業費 (百万円)	受益面積 (ha)	<u>着工</u> 年度	完了 年度	主な工事内容	<u>備考</u>
·								

<u>一体的に実施した</u> 関連支援事業	実施した関連支援 事業の内容	<u>備考</u>

注1:「一体的に実施した関連支援事業」には、都道府県が国の助成を受けずに実施する事業の名称を記入する。

<u>別記様式第 17 号~別記様式第 21 号</u> (略) (新設)

# 2 事業達成状況

畑作物等導えの宝績

<u>畑作物等導入の実績</u>	事業実施前	事業実施中		i標年度(ℝ	〇年度)	<u>K</u> <u>*3</u>		事業完了前か
	(R〇年度)	(R〇年度)						ら報告年度の
区分	<u> </u>	<u> </u>	<u>1年目</u>	2年目	3年目	<u>4年目</u>	<u>5年目</u>	値を減ずる
	ñ		(R〇年度)	(R〇年度)	(R〇年度)	(R〇年度)	(R〇年度)	<u>L=J-K</u>
農用地面積(ha)								
うち水田面積(ha)								
<u>うち畑地面積(ha)</u>								
1								
水田面積(ha)								
A=B+C+D								
うち基幹作※1として水稲								
類を作付する水田面積(ha)								
B うち基幹作として高収益作								
物を作付する水田面積(ha)								
<u>C</u>								
代表的な高収益作								
<u>物名</u>								
うち基幹作としてその他作								
<u>物を作付する水田面積(ha)</u>								
<u>P</u>								
畑地化された水田面積 (ha)								
E=F+G								
うち高収益作物を作付する								
<u>畑地面積(ha)</u> <u>F</u>								
代表的な高収益作								
<u>物名</u>								
うちその他作物を作付する								
<u>畑地面積(ha)</u> <u>G</u>								
<u>畑作物等作付面積計(ha)</u>								
H=C+D+E								
水田面積に占める畑作物等作付								
面積割合(%)								
$I = (H/(A+E)) \times 100$						l		

※1:「基幹作」の判断に際し、2年3作やブロックローテーション等の営農体系により当該年度にお いて複数の作物を作付けする場合については、作物生産額や作付期間等から畑作物等が営農体系の中心となることを確認すること。 ※2:他事業から移行する場合は、移行後の作付面積増加割合を評価するため、移行する直近の現況作

付面積を入力する。

※3:生産基盤整備事業等の着手年度から達成状況報告年度までの項目を記載するものとし、必要に応 じて列を追加。

別記様式第24号

別記様式第25号

別記様式第22号

(新設)

農林水産省〇〇農政局長 殿

北海道にあっては、国土交通省北海道開発局長経由農林水産省農村振興局長 殿 沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長殿

都道府県知事名

年 月 日

畑作等推進支援水利再編型における達成状況の改善計画について

水利施設等保全高度化事業実施要領の運用第7の規定により、下記のとおり改善計画について 提出します。

記

# 1 事業名

2 作付転換・作付地集団化促進土地改良整備計画の達成状況及び原因と課題

<b>神が始めるかけける</b>	畑作物等の	当該年度の目標	当該年度の実績
<u>畑作物等の作付面</u> <u>積割合の達成状</u>	作付面積割 合		
況	畑作物等の	当該年度の目標	当該年度の実績
	作付面積割		
	合の増加率		
<u>目標達成が十分で</u> ない原因及び課題			

3 達成状況を踏まえた改善方策

O X X X X X X X X X X X X X X X X X X X	<u> </u>									
<u>改善時期</u> <u>(目標年度)</u>	○○年度									
<u>改善方策</u>	※目標達成に向けた改善措置を具体的に記載									

別紙2 (畑地帯総合整備事業に係る運用)

第1 (略)

第2 事業の内容

畑地帯総合整備事業の事業内容は、次に掲げるものとする。

 $1 \sim 4$  (略)

5 畑作物等転換型

- (1) 生産基盤整備事業の事業種類の欄の(1)、(3)、(4)及び(5)に掲げるもののうち1以上を実施するもの
- (2) (1) の事業と生産基盤整備事業の事業種類の欄の(2)、(6)、(7)及び(8)並びに別表 2 の区分の欄の2の(1)及び(4)並びに4の事業の事業種類の欄に掲げる事業のうち、(1) の事業と密接な関連のあるものとを併せて一体的に実施するもの

### 第3 事業実施主体

畑地帯総合整備事業に係る要綱第4の農村振興局長が別に定める者とは、次に定めるとおりとする。

1 (略)

2 第2の4<u>及び5</u>に掲げる事業の事業実施主体は、都道府県、市町村、都道府県土地改 良事業団体連合会、土地改良区又は都道府県知事が適当と認める者とする。

 $3 \sim 5$  (略)

第4 採択要件

畑地帯総合整備事業に係る要綱第6の2の農村振興局長が別に定める要件とは、次に定めるとおりとする。

 $1 \sim 4$  (略)

5 畑作物等転換型

- (1) <u>それぞれおおむね1~クタール(中山間地域等にあっては0.5~クタール)以上の</u> 水田の団地面積の合計がおおむね5~クタール以上であること。
- (2) 受益地内の全ての農地において、畑作物等が作付されること。ただし、ブロックローテーションや2年3作等の営農体系により畑作物等への転換を図る場合においては、畑作物等が営農体系の中心となっていることを確認すること。

### 第5 計画の作成

畑地帯総合整備事業に係る要綱第7の1の農村振興局長が別に定める書類とは、次に定めるとおりとする。

1 • 2 (略)

3 高収益作物導入促進型

都道府県知事は、高収益作物導入促進型を実施しようとするときは、次に定めるところにより、令第50条第7項の導入促進整備計画を作成するものとする。なお、導入促

別紙2 (畑地帯総合整備事業に係る運用)

第1 (略)

第2 事業の内容

畑地帯総合整備事業の事業内容は、次に掲げるものとする。

 $1 \sim 4$  (略)

(新設)

## 第3 事業実施主体

畑地帯総合整備事業に係る要綱第4の農村振興局長が別に定める者とは、次に定めると おりとする。

1 (略)

2 第2の4に掲げる事業の事業実施主体は、都道府県、市町村、都道府県土地改良事業団体連合会、土地改良区又は都道府県知事が適当と認める者とする。

 $3 \sim 5$  (略)

### 第4 採択要件

畑地帯総合整備事業に係る要綱第6の2の農村振興局長が別に定める要件とは、次に定めるとおりとする。

 $1 \sim 4$  (略)

(新設)

### 第5 計画の作成

畑地帯総合整備事業に係る要綱第7の1の農村振興局長が別に定める書類とは、次に定めるとおりとする。

1 • 2 (略)

3 高収益作物導入促進型

都道府県知事は、高収益作物導入促進型を実施しようとするときは、次に定めるところにより、令第50条第6項の導入促進整備計画を作成するものとする。なお、導入促

進整備計画の目標年度は、生産基盤整備事業の完了予定年度の5年後までのいずれかの年度とすることとし、当該事業の進捗状況に応じて変更することができるものとする。

(1) 令第50条第7項の農林水産大臣が定める基準は、次のとおりとする。 ア〜ウ (略)

(2) • (3) (略)

4 高収益作物転換型

高収益作物転換型を実施しようとするときは、次に定めるところにより、令第 50 条<mark>第 7 項</mark>の導入促進整備計画を作成するものとし、これによらない場合には、別記様式第 7 号により<u>畑作物等</u>導入促進土地改良整備計画を作成するものとする。なお、導入促進整備計画の目標年度は、農業生産基盤整備事業の完了予定年度から 5 年後までのいずれかの年度とすることとし、当該事業の進捗状況に応じて変更することができるものとする。

(1) 令第50条第7項の農林水産大臣が定める基準は、次のとおりとする。 ア〜ウ (略)

(2) (略)

5 畑作物等転換型

畑作物等転換型を実施しようとするときは、次に定めるところにより、令第50条第7項の導入促進整備計画を作成するものとし、これによらない場合には、別記様式第6号により畑作物等導入促進土地改良整備計画を作成するものとする。なお、導入促進整備計画の目標年度は、農業生産基盤整備事業の完了予定年度から5年後までのいずれかの年度とすることとし、当該事業の進捗状況に応じて変更することができるものとする。

- (1) 令第50条第7項の農林水産大臣が定める基準は、次のとおりとする。
- ア 計画区域の現況
- イ 畑作物等の導入促進計画の見通し
- ウ 受益作付面積割合の増加を実現するために必要な営農計画の内容
- (2) 導入促進整備計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - ア 地区の現況
- イ 課題及び整備方針
- ウ農業生産基盤整備事業の概要
- エ 畑作物等の導入促進計画
- オ 畑作物等の目標年度及び作付計画
- カ 産地形成支援事業の概要

6 (略)

第6 計画の変更等

次に定める変更があった場合は、それぞれに定める計画の変更を行うものとする。

1 • 2 (略)

3 事業実施主体は、高収益作物転換型及び畑作物等転換型(いずれも法律補助を除く。)

進整備計画の目標年度は、生産基盤整備事業の完了予定年度の5年後までのいずれか の年度とすることとし、当該事業の進捗状況に応じて変更することができるものとす る。

(1) 令第 50 条 $\frac{第 6 項}{0}$ の農林水産大臣が定める基準は、次のとおりとする。

ア~ウ (略)

(2) • (3) (略)

4 高収益作物転換型

高収益作物転換型を実施しようとするときは、次に定めるところにより、令第 50 条<mark>第 6 項</mark>の導入促進整備計画を作成するものとし、これによらない場合には、別記様式第 7 号により<u>高収益作物</u>導入促進土地改良整備計画を作成するものとする。なお、導入促進整備計画の目標年度は、農業生産基盤整備事業の完了予定年度から 5 年後までのいずれかの年度とすることとし、当該事業の進捗状況に応じて変更することができるものとする。

(1) 令第50条<u>第6項</u>の農林水産大臣が定める基準は、次のとおりとする。 ア〜ウ (略)

(2) (略)

(新設)

5 (略)

第6 計画の変更等

次に定める変更があった場合は、それぞれに定める計画の変更を行うものとする。

1 • 2 (略)

3 事業実施主体は、高収益作物転換型(法律補助を除く。)において、次に定める変更が

において、次に定める変更があった場合は、第5の4<u>及び5</u>の導入促進整備計画を変更するものとする。

(1) • (2) (略)

## 第7 事業の達成状況報告

畑地帯総合整備事業に係る達成状況報告は、次に定めるところにより行うものとする。  $1\sim3$  (略)

- 4 都道府県知事その他事業実施主体は、高収益作物転換型においては、導入促進整備計画の達成状況について、<mark>導入促進整備計画に定める目標年度の3月末日までに、</mark>別記様式第12号により(都道府県以外の事業実施主体は、都道府県知事を経由し)地方農政局等に報告するものとする。また、地方農政局長等が導入促進計画の達成状況が十分でないと認めるときは、事業実施主体に対し、改善措置を講じるよう指導できるものとし、事業実施主体は指導を受けたときは、別記様式第13号により改善計画を提出するとともに、改善計画の目標年度までの毎年度、その達成状況を調査し、翌年度の9月末日までに、別記様式第12号により(都道府県以外の事業実施主体は、都道府県知事を経由し)地方農政局等に報告するものとする。
- 5 都道府県知事その他事業実施主体は、畑作物等転換型においては、導入促進整備計画の達成状況について、導入促進整備計画に定める目標年度の3月末日までに、別記様式第12号により(都道府県以外の事業実施主体は、都道府県知事を経由し)地方農政局等に報告するものとする。また、地方農政局長等が導入促進整備計画の達成状況が十分でないと認めるときは、事業実施主体に対し、改善措置を講じるよう指導できるものとし、事業実施主体は指導を受けたときは、別記様式第13号により改善計画を提出するとともに、改善計画の目標年度までの毎年度、その達成状況を調査し、翌年度の9月末日までに、別記様式第12号により(都道府県以外の事業実施主体は、都道府県知事を経由し)地方農政局等に報告するものとする。

## 第8 その他

 $1 \sim 4$  (略)

5 高収益作物転換型及び畑作物等転換型にあっては、第3の2に定める事業実施主体は、導入促進整備計画の内容のうち、作付計画の情報について、当該農地が存在する区域を所管する地域農業再生協議会及び水田農業高収益化推進計画の策定主体に対して、事業採択通知書の交付を受けた後又は導入促進整備計画の変更を行った後、速やかに情報提供を行うこと。

 $6 \sim 8$  (略)

あった場合は、第5の4の導入促進整備計画を変更するものとする。

(1) • (2) (略)

## 第7 事業の達成状況報告

畑地帯総合整備事業に係る達成状況報告は、次に定めるところにより行うものとする。  $1 \sim 3$  (略)

4 都道府県知事その他事業実施主体は、高収益作物転換型においては、導入促進整備計画の達成状況について、生産基盤整備事業等に着手した年度から目標年度までの毎年度、その達成状況を調査し、翌年度の9月末日までに、別記様式第12号により(都道府県以外の事業実施主体は、都道府県知事を経由し)地方農政局等に報告するものとする。また、地方農政局長が導入促進計画の達成状況が十分でないと認めるときは、事業実施主体に対し、改善措置を講じるよう指導できるものとし、事業実施主体は指導を受けたときは、別記様式第13号により改善計画を提出するとともに、改善計画の目標年度までの毎年度、その達成状況を調査し、翌年度の9月末日までに、別記様式第12号により(都道府県以外の事業実施主体は、都道府県知事を経由し)地方農政局等に報告するものとする。

(新設)

### 第8 その他

 $1 \sim 4$  (略)

5 高収益作物転換型にあっては、第3の2に定める事業実施主体は、導入促進整備計画の内容のうち、作付計画の情報について、当該農地が存在する区域を所管する地域農業再生協議会及び水田農業高収益化推進計画の策定主体に対して、事業採択通知書の交付を受けた後又は導入促進整備計画の変更を行った後、速やかに情報提供を行うこと。

 $6 \sim 8$  (略)

別記様式第1	号~別記様式第5号	(略)
別記様式第6	号	

# 畑作物等導入促進土地改良整備計画

# 1 (略)

# 2 課題及び整備方針

	事業実施主体	事業実施期間	事業內容	総事業費
関連基幹事業 概要	O			
地域農業の 現状と課題				
地域農業の 振興方向と 整備方針		指す姿や高収益作物	かへの取組内容等について明記すること	

※畑作物等転換型においては高収益作物を畑作物等に読み替えることとする。

# 3 (略)

# 4 高収益作物の導入促進計画

高収益作物の導入に向 けた営農部局との連携 方針	
導入する高収益作物の 選定方針	
導入する高収益作物の 栽培技術習得方針	(栽培管理、作物管理、土壌管理、機械体系等)
導入する高収益作物の 地区全体での取組方針	(輪作体系、作業受委託、集落営農・法人化等への取組)
※畑作物等転換型においては	t高収益作物を畑作物等に読み替えることとする。

別記様式第1号~別記様式第5号 (略) 別記様式第6号

# 高収益作物導入促進土地改良整備計画

# 1 (略)

# 2 課題及び整備方針

	事業実施主体	事業実施期間	事業内容	総事業費
関連基幹事業の 概要				
地域農業の 現状と課題				
	※地域農業が目指	す姿や高収益作物	のの取組内容等について明記すること	
地域農業の 振興方向と 整備方針				

# 3 (略)

# 4 高収益作物の導入促進計画

高収益作物の導入に向けた営農部局との連携 方針	
導入する高収益作物の 選定方針	
導入する高収益作物の 栽培技術習得方針	(栽培管理、作物管理、土壤管理、機械体系等)
導入する高収益作物の 地区全体での取組方針	(輪作体系、作業受委託、集落営農・法人化等への取組)

5-1・5-2 (略)  $5 - 1 \cdot 5 - 2$ (略) 5-3 畑作物等の目標年度及び作付計画(畑作物等転換型) (新設) 事業実施 農業生産 事業完了後から目標年度(事業完了後〇年目) 事業完了 前(RO年 基盤整備 <u>目標年度の値 K ※3</u> 前から目 標年度の 度) 事業完了 区分 完了後 完了後 完了後 完了後 完了後 値を滅ず 年度 2年目 1年目 3年目 4年目 5年目 <u>3</u> (R〇年度) (R〇年度) (R〇年度) (R〇年度) (R〇年度) (R〇年度) L=J-K 農用地面積(ha) うち水田面積(ha) うち畑地面積(ha) 水田面積(ha) うち基幹作※1として水稲 類を作付する水田面積(ha) うち基幹作として高収益作 物を作付する水田面積(ha) 代表的な高収益作 うち基幹作としてその他作 物を作付する水田面積(ha) 畑地化された水田面積 (ha) うち高収益作物を作付する 畑地面積(ha) 代表的な高収益作 物名 うちその他作物を作付する 畑地面積(ha) 畑作物等作付面積計(ha) 水田面積に占める畑作物等作付 面積割合(%)  $I=(H/(A+E))\times 100$ ※1:「基幹作」の判断に際し、2年3作やブロックローテーション等の営農体系により当該年度において複数の作物を作付けする 場合については、作物生産額や作付期間等から畑作物等が営農体系の中心となることを確認すること。 ※2:他事業から移行する場合は、移行後の作付面積増加割合を評価するため、移行する直近の現況作付面積を入力する。 ※3:完了後1年目から目標年度までの項目を記載する。

- 6 高収益作物 (畑作物等) の作付計画図
- (1) (2) 略
- ※上枠に「農業生産基盤整備事業完了年度」及び「目標年度」での高収益作物 (畑作物 等) の作付計画図を添付すること。
- ※作付計画図は、畑地化した農地、畑作物に軸足を置いた汎用化をした農地、水田等の 農地の区分がわかるようにすること。
- ※2年3作やブロックローテーション等の営農体系により高収益作物<u>(畑作物等)</u>を作付する場合については、そのことが分かるように記載すること

## 7 (略)

別記様式第7号~別記様式第11号 (略)

- 6 高収益作物の作付計画図
- (1) (2) 略
- ※上枠に「農業生産基盤整備事業完了年度」及び「目標年度」での高収益作物の作付計 画図を添付すること。
- ※作付計画図は、畑地化した農地、畑作物に軸足を置いた汎用化をした農地、水田等の 農地の区分がわかるようにすること。
- ※2年3作やブロックローテーション等の営農体系により高収益作物を作付する場合 については、そのことが分かるように記載すること

# 7 (略)

別記様式第7号~別記様式第11号 (略)

別記様式第12号

番 号 年 月 日

(都道府県知事経由)

農林水産省〇〇農政局長 殿

北海道にあっては、国土交通省北海道開発局長経由 農林水産省農村振興局長 殿 沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長 殿

> 都道府県知事名 市町村長名 ○○公園区理事長名

水利施設等保全高度化事業 高収益作物転換型(畑作物等転換型)達成状況報告書

水利施設等保全高度化事業実施要領の運用第7の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記

1 (略)

2-1 事業達成状況(高収益作物転換型) (略)

別記様式第12号

番 号 年 月 日

(都道府県知事経由)

農林水産省〇〇農政局長 殿

北海道にあっては、国土交通省北海道開発局長経由 農林水産省農村振興局長 殿 沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長 殿

「都道府県知事名」市町村長名○○公良区理事長名

水利施設等保全高度化事業 高収益作物転換型達成状況報告書

水利施設等保全高度化事業実施要領の運用第7の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記

1 (略)

2-1 事業達成状況 (略)

	<u>事業実施前</u> (R〇年度)	事業実施中 (R〇年度)		<u>目標年度(F</u>	()年度 )	<u>K</u> <u>*3</u>		事業完了前か ら報告年度の
区分	ñ ※5	<u>*3</u>	<u>1年目</u> (RO年度)	2年 <u>目</u> (RO年度)	3年目 (RO年度)	<u>4年目</u> (RO年度)	<u>5年目</u> ( <u>RO年度)</u>	<u>値を減ずる</u> <u>L=J-K</u>
用地面積(ha)								
うち水田面積(ha)								
うち畑地面積(ha)								
  田面積 (ha)								
A=B+C+D うち基幹作※1として水稲								
類を作付する水田面積(ha)								
うち基幹作として高収益作物を作付する水田面積(ba)								
初をTFIV 9 る水田園植(MA)								
代表的な高収益作 物名								
うち基幹作としてその他作物を作付する水田面積(ha)								
D								
<u>畑地化された水田面積(ha)</u> <u>E=F+G</u>								
うち高収益作物を作付する 畑地面積(ba) F								
代表的な高収益作物名								
うちその他作物を作付する								
畑地面積(ha) G 作物等作付面積計(ha)								
H=C+D+E								
(田面積に占める畑作物等作付         (H/(A+E))×100								
I=(H/(A+E))×100         L: 「基幹作」の判断に際し、2         場合については、作物生産額	年3作やブ	コックローテ	ニション等	 の <b>営農</b> 体系	により当該	年度におい	て複数の作	物を作付けする

別記様式第13号

番 号 年 月 日

(都道府県知事経由)

農林水産省○○農政局長 殿

「北海道にあっては、国土交通省北海道開発局長経由 農林水産省農村振興局長 殿 | 沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長 殿

> 新道府県知事名 市町村長名 ○○改良区理事長名

高収益作物転換型(畑作物等転換型)における達成状況の改善計画について

水利施設等保全高度化事業実施要領の運用第7の規定により、下記のとおり改善計画について提出します。

記

### 1 (略)

2 畑作物等導入促進土地改良整備計画の達成状況及び原因と課題

	高収益作物の	当該年度の目標	当該年度の実績						
高収益作物の作付面 精割合の達成状況	作付面積割合								
有事 日 マスチルス4人が	高収益作物の	当該年度の目標	当該年度の実績						
	作付面積割合								
	の増加率								
目標達成が十分でない原因及び課題									

※畑作物等転換型においては高収益作物を畑作物等に読み替えることとする。

3 (略)

別記様式第13号

番 号 日

(都道府県知事経由)

農林水産省○○農政局長 殿

| 北海道にあっては、国土交通省北海道開発局長経由 農林水産省農村振興局長 殿 | 沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長 殿

新道府県知事名 市町村長名 ○○改良区理事長名

高収益作物転換型における達成状況の改善計画について

水利施設等保全高度化事業実施要領の運用第7の規定により、下記のとおり改善計画について提出します。

記

### 1 (略)

2 高収益作物導入促進土地改良整備計画の達成状況及び原因と課題

高収益作物の作付面 積割合の達成状況	高収益作物の 作付面積割合	当該年度の目標	当該年度の実績
1月11日 シ 圧水小心	高収益作物の	当該年度の目標	当該年度の実績
	作付面積割合		
	の増加率		
目標達成が十分でない原因及び課題			

3 (略)